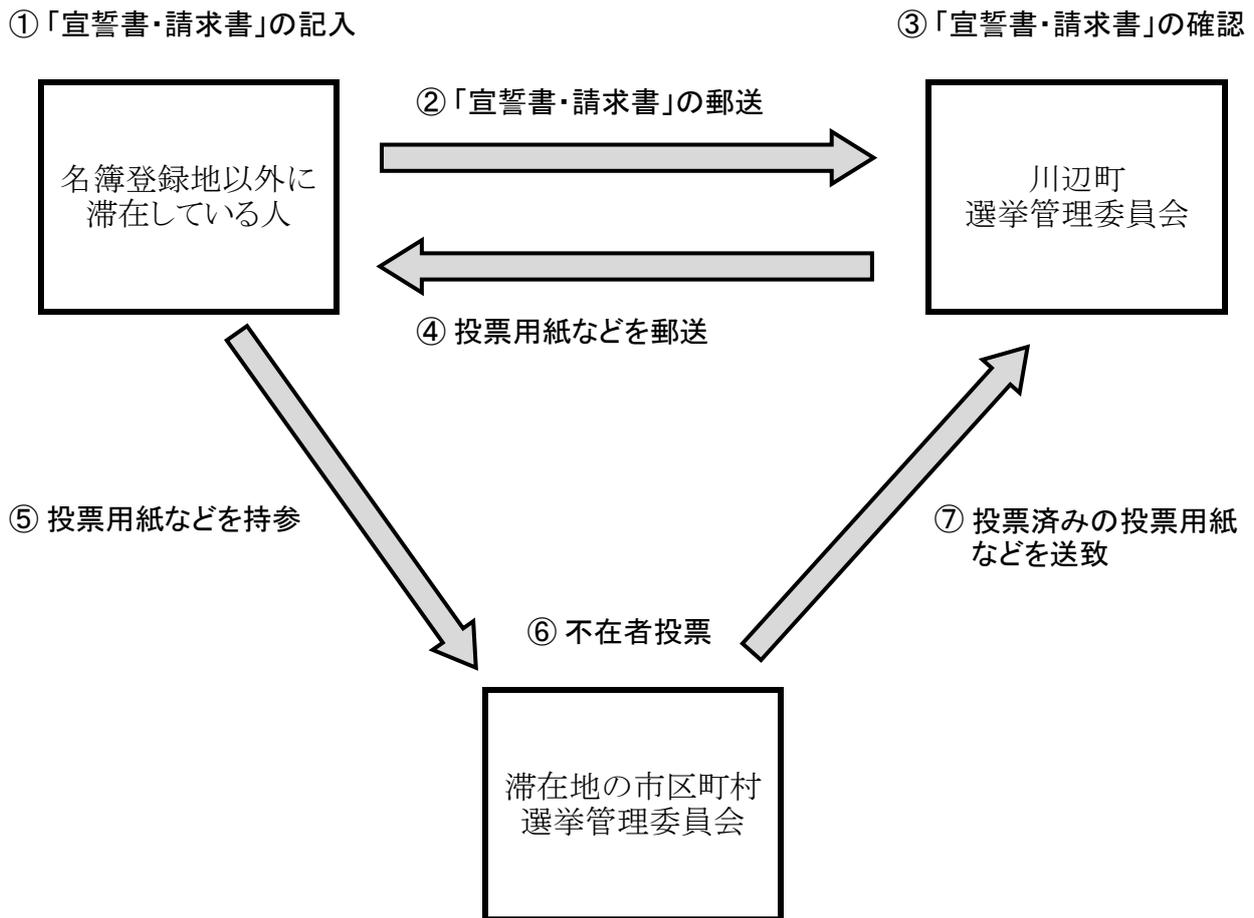


名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票

仕事や旅行などで、選挙期間中、名簿登録地以外（遠隔地）に滞在している人は、滞在先の選挙管理委員会ですべての投票ができます。

川辺町の選挙人名簿に登録されている人は、同封の「宣誓書・請求書（不在者投票）」に必要事項を記入して、川辺町選挙管理委員会に郵送してください。川辺町選挙管理委員会から、滞在先に投票用紙などを郵送します。滞在先で受け取った投票用紙などを持参して、滞在先の選挙管理委員会に出向き不在者投票を行ってください。



投票用紙などの交付は、郵送で行いますので、あらかじめ余裕をもってご請求ください。詳しくは、川辺町選挙管理委員会にお問い合わせください。

川辺町選挙管理委員会

〒509-0393 岐阜県加茂郡川辺町中川辺1518番地4

電話0574-53-2511 (内線140,212)